

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十一日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十一号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十一号中「銃器犯罪」を「銃器等犯罪」に改め、「（銃器）」の下に「クロスボウその他銃器又はクロスボウと思料されるもの（以下「銃器等」という。）」を加える。

第十二条第一項の表第二十一号の作業の項中「銃器」を「銃器等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。